

文化庁所蔵『開元釈教録』卷第十八残卷について

小林 真由美

一

「一切経」は南北朝時代、「大藏経」は隋代から使用された語であるという。「すべての経典」の意であるが、「経録（経典目録）」にもとづく総合仏教叢書」という意味合いで使われることが多い。中国において経録は、膨大な量の漢訳経典の分類整理や、一切経書写などのために作成された。「経録」と称するが、経録には経だけではなく、経・律・論の三藏と西域東土の教義書も含まれている。

中国における本格的な経録は、東晋の『綜理衆経目録』一巻（道安、三六四年、『出三藏記集』に引用）が嚆矢であり、現存する最古の経録は梁の僧祐の『出三藏記集』十五巻であ

る。

隋唐代には『歴代三宝紀』十五巻、『衆経目録』五巻、『大唐内典録』十巻、『大周刊定衆経目録』十五巻が続いて編纂されたが、唐開元十八年（七三〇）、智昇による『開元釈教録』二十巻によって経録が完成したとされている。『開元釈教録』の一〇七六部五〇四八巻という数は、後世にも一切経の基準とされるようになった。その後編纂された『貞元新定釈教目録』三十巻（円照、八〇〇年）は、『開元釈教録』を引継いで補訂を加えたものである。

日本における一切経書写は、天武天皇二年（六七三）三月に飛鳥川原寺で開始された（『日本書紀』卷第二十九）。当時は、日本に存在していたあらゆる漢訳経典を集めて書写していたようである。日本において、経録を基準とする一切経書

写を始めたのは、天平期の五月一日経であるとされる。

天平七年（七三五）に僧玄昉が、日本に『開元釈教録』を将来した^①。『開元釈教録』成立のわずか五年後である。光明皇后発願の一切経書写事業（五月一日経）が始められていた時期であった^②。光明皇后らは玄昉に『開元釈教録』の意義を伝えられ、国際基準の一切経完備を目指したものと思われる。しかし、国内にはまだ開元録所載の仏典類のすべてはそろっていない^③ため、後にその方針は変更を余儀なくされたというが、『開元釈教録』はその伝来直後から、平安初期に『貞元新定釈教目録』が伝えられるまで、一切経目録として使用されていた。

表1は、正倉院文書にみられる『開元釈教録』の一覧である。「開元目録」と書かれている記録が多く、実際に一切経目録として用いられていた様子が見える。

二

文化庁所蔵『開元釈教録』卷第十八残卷（重要文化財）は奈良時代書写とされる。巻首四〜五行が欠損しているが、それ以外は巻末まで残存している。『開元釈教録』二十巻は、

『開元釈教録』入蔵五〇四八巻自体に含まれる仏典籍であると同時に、奈良時代に実際に使用されていた經典目録である。すなわち文化庁本『開元釈教録』には、奈良時代の古写経というだけではなく、国家規模で一切経書写事業が行われていた時代の、経録の実物としての価値も見出すことができる。

文化庁所蔵『開元釈教録』卷第十八残卷は、巻首部分が欠損する卷子本で、縦二七・一cm、全長一四三五・五cmである。文化庁より借用した写真によると、一紙につき二十七〜二十八行の界線が引かれており、一行約十八字、全二十七紙。写真を観察する限り、校正の跡や訓点等の書き入れはない。料紙紙背の継ぎ目に印が押されている（図1）。

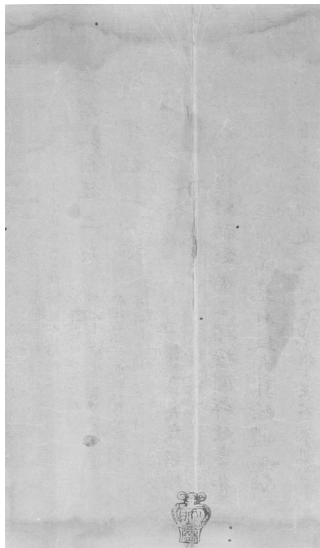


図1 文化庁所蔵『開元釈教録』
卷第十八残卷（紙背）

表1 正倉院文書にみられる『開元釈教録』

No.	大日本古文書		西曆	日付	『大日本古文書』記載部分抜粋	『大日本古文書』見出し
	巻	頁				
18	12	512	753	天平勝宝5/5/7類收	開元釈教録二十卷 欠第十二卷无帙	○小乘經納櫃目錄
17	12	316	752	(天平勝宝4)2/12	開元釈教録初帙充 第四五六七八卷	○写經料紙用残帳
16	12	204	752	天平勝宝4/1/25類收	今写大集部 開元録第十一之内也	○応写經目錄
15	12	59	751	天平勝宝3/9/20	開元釈教録二十卷 五百九十一紙	○写書布施勘定帳
14	25	31	751	天平勝宝3/4/24類收	列開録 開元釈教録云/然按開元録更無可写/亦開録以外/不列開録/不	○雜經本勘檢注文案
13	25	30	751	天平勝宝3/4/24類收	是開元釈教録云	
12	3	551	751	天平勝宝3/6/21	開元録十九卷 在歎	
11	3	543	751	天平勝宝3/5/21	開元録二卷 第八第九	○經疏出納帳
10	3	549	751	天平勝宝3/2/28	開元目錄十九卷 黑紙二枚	
9	24	534	748	天平20/12	開元釈教録二十卷 欠第十二卷	○未分經目錄
8	10	276	748	天平20/9/30	開元釈教録十九卷	○經疏奉請帳
7	9	447	747	天平19/8/24	開元録以外 三十四卷	○經律納受帳
6	7	495	741	天平13/7/5	開元目錄十九卷	○一切經納櫃帳
5	24	126	740	天平12/4/15	合依開元目錄応写大小乘經并律論集伝等五千四十八卷	○写經司啓
4	7	485	740	天平12/4/15	合依開元目錄応写大小乘經并律論集伝等五千四十八卷	○写經司啓
3	2	157	739	天平11/2/13	合依開元目錄応写一切經五千四十八卷	○写經司啓
2	7	54	736	天平8/9/29	一切經目錄(開元釈教)十九卷	○写經請本帳
1	7	53	736	天平8/9/29	一切經目錄十九卷	○写經目錄

36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
23	22	18	17	17	17	16	16	16	16	16	16	16	16	13	4	13	12
152	184 185	462	92 93	51	44	461	558	557	465	556	466	553	552	196	38	121	563
774	773	771	768	767	767	764	764	764	764	764	764	764	764	755~6	755	755	753
宝亀5 /10 /17類収	宝亀4 /8 /28類収	宝亀2 /4 /4類収	神護景雲2 /5 /29	天平神護3 /2 /22類収	天平神護3 /2 /22	天平宝字8 /8 /29	天平宝字8 /8 /29	天平宝字8 /8 /28	天平宝字8 /8 /27	天平宝字8 /8 /26	天平宝字8 /8 /25	天平宝字8 /8 /25	天平勝宝8 /2 /26	天平勝宝7 /5 /6	天平勝宝7 /3 /22	天平勝宝7 /1 /21	天平勝宝5 /5 /7類収
右六部、在開元録	三千二百七十八卷開元釈教録之内 /一百七十五卷開元釈教録之内 /一百八十七卷開元釈教録之内	開元目録十九卷 <small>一五</small>	右、開元目録内/右、開元目録外	合依開元一切経目録応写(一切)経五千四十八卷	開元釈教録十七卷 <small>一紙</small>	開元釈教録十七卷 <small>在映鏡第十九第二十卷先請所</small>	開元釈教録十七卷	請返開元釈教録十七卷	開元釈教録一部十九卷 <small>黄紙及表繪帶朱軸寮経内之</small>	坤宮官一切経内釈教録十七卷者、為本(用)京職尹宅之中、第十九第二十并二卷、交於経論中不得求備	又以昨日所請開元釈教録二卷還送：釈教録第十九第二十合二卷	開元釈教録二卷 <small>第十九 二十卷</small>	請開元釈教録一部之中 <small>第十九 第二十 先請來</small>	開元釈教録一卷 <small>第十一卷</small>	開元釈教録一部 <small>十九卷</small>	開元目録一部	開元釈教録二十卷 <small>欠第十二卷 五百四十五紙</small>
○雜経目録	○見写未写本経律目録	○氏名闕請書解	○一切経奉請文書繼文	○奉写一切経卷数注文案	○造東大寺司移	○奉写御執経所等奉請経繼文	○京職宅写経所牒	○造東大寺司牒案	○奉写御執経所等奉請経繼文	○造東大寺司請経文案	○奉写御執経所等奉請経繼文	○奉写御執経所奉請文案	○経疏映鏡等奉請帳	○写経雜物出納帳	○東大寺僧教論請書啓	○未写経律論集目録	

巻首の欠損部分を『大正新修大藏經』の本文で補うと、左記の通りである（□で囲んでいるのが欠損部分）。奥書は、書写当時のものではなく後世の書き入れと思われる。「交野神尾寺理月坊常主祐重」については不明である。⁵⁾

〈巻首〉

開元釈教録卷第十八別録之八

〔図2〕

庚午歲西崇福寺沙門智昇撰

別録中疑惑再詳録第六一十四部一十九卷

疑惑録者。自梵 經東闡年將七百。 教有興廢

時復遷移先後翻伝卷將万 計。 部帙既広尋閱

難周定録之人隨聞便上而不細尋宗旨理或疑焉

今恐真偽交參是非相涉故為別録以示將來

庶明達高人重為詳定

〈奥書〉

交野神尾寺西谷理月坊常主祐重

寄進頼有之

〔図5〕

『大正新修大藏經』第五十五卷所載の『開元釈教録』は高

麗本を底本とし、宋本・元本・明本の三本と対校している。異同の数は少なく、特に注記の部分に多い。注記に多い理由としては、小字ゆえに起きる誤写のほか、經典目録の性質上、加筆や修正が行われてそのまま伝えられたということも考えられる。⁶⁾

文化庁本と『大正新修大藏經』本を対校してみると、比較的、宋・元・明の三本と一致している部分が多い。

〔図2、9行目〕

救護身命濟人病苦厄經一卷 与救疾經文勢相似一真一偽將爲未可

文化庁本「偽」、高麗本「為」、三本「偽」

〔図3、7行目〕

脚下注云世注為疑此応多是旧偽録中小

文化庁本「偽」、高麗本「為」、三本「偽」

〔図4、12行目〕

仏名經十六卷 或三十二卷 本經雖真以有偽雜編之於此

文化庁本「或三十二卷 本經雖真以有偽雜編之於此」

高麗本「本經雖真以有偽雜編之於此 或十二卷」

三本「或三十二卷 本經雖真以有偽雜編之於此」

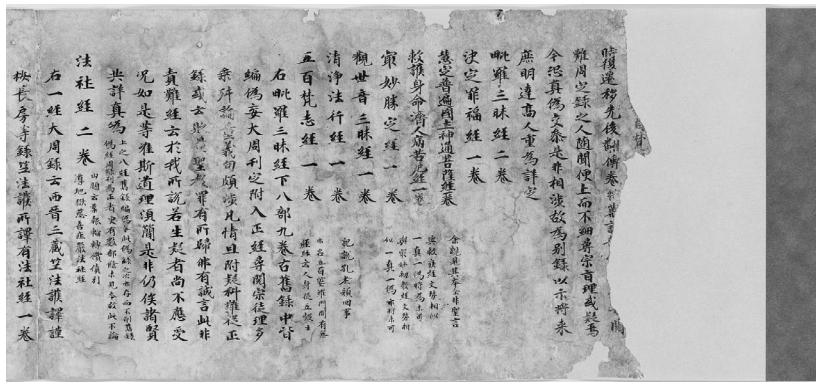


図2 文化庁所蔵『開元釈教録』卷第十八残卷（巻頭）

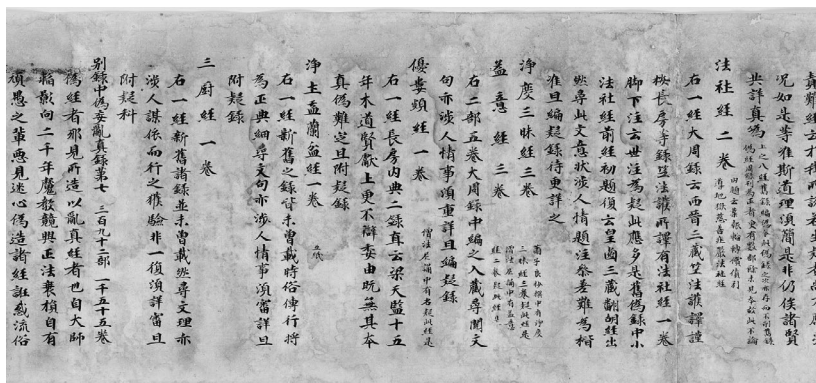


図3 文化庁所蔵『開元釈教録』卷第十八残卷（図2続き）

右一經新舊諸經並才重疊強異二經
 附提科
 別經中偽妄亂其錄第七二百九十四部一千五十五卷
 偽經者邪見所造以亂真經者也曰大師
 翰歌向二千并應教競興正法果類自有
 煩愚之輩愚見迷心偽造諸經雜亂流俗
 邪言亂正可不哀哉今恐真偽相奪是非
 一藥解夫毘山寶王與凡石而問流贈
 部真全共鈔職而寄價全為件別真偽
 可分庶注涓涓流無餘後患
 佛名經十六卷 九十字本 各經集以有佛經論於此
 右一經時俗名為馬頭經則佛名似此近代
 所集乃取留文所譯十二卷者錯綜而成於
 中取諸經名目取後群文佛名及菩薩名諸
 經阿羅漢名以為三寶次第想有二十件札
 三寶後皆有懺悔懺悔之下仍引馬頭經則
 偽經置之於後乃以凡俗部語雜於聖言經
 言抄前者後抄後者前者中者中者前
 後此正當也尋其所集之全是庸愚只
 如第四卷中云南九注顯傳經注法寶中
 別此傳乃是東晉平陽沙門注顯傳遊大互
 自記行述元非先經宜法寶中誤認之甚又
 如第九卷云南九雷樓那而九稱多羅尼子
 此先一人之名分為二唱次云南九阿難羅
 眼羅此乃二人之名合之為一如斯語委其數定
 繁不能廣陳略指如石群愚假冒邪書其傳若
 不指明恐穢真教誣述之也
 要行捨身經一卷 五經後有捨身經云共有此
 右一經不知何人所造邪書盛行經初題

図4 文化庁所蔵『開元釈教録』卷第十八殘卷（図3続き）

群經並是南齊司徒兼陳文宣王蕭子良
 所抄 此身錄王太子所請神僧智顛所撰經也歷年所撰
 行後名僧入於抄錄諸人亦難免也王太子所撰本
 佛如南齊王太子所撰抄錄也其後諸人亦難免也
 南齊王太子所撰抄錄也其後諸人亦難免也
 南齊王太子所撰抄錄也其後諸人亦難免也
 淨度三昧抄一卷
 律經雜抄一卷
 本起抄經一卷
 賤抄經一卷 此云舊經所載
 五百梵律經抄一卷
 八海深險抄經一卷
 法苑珠經一百八十九卷 此云法苑珠經抄錄佛經
 則此經雖止多法苑經入抄錄
 右從佛法六義下五十四部五百一卷
 並名濫真經文句增減或難標異載別
 五名題若後正收恐玉石斯混若一例
 為偽而推本有憑進退二途實難詮定
 且依舊錄編之偽未使眾尊覽幸詳
 得失耳
 開元釋教錄卷第十八
 支那神尾寺西谷理月坊帝主祐聖
 寄進賴有已

図5 文化庁所蔵『開元釈教録』卷第十八殘卷（卷末）

表2 文化庁本校異対照表

※頁・段・行は『大正新修大藏経』第56巻による。
 ※『大正新修大藏経』対校の四本いずれかに同本文がある場合は省略した。

675	675	675	675	674	674	674	674	673	673	673	673	673	673	673	672	671	671	頁	
中	上	上	上	下	中	上	上	下	下	上	上	上	上	上	中	下	下	段	
12	16	9	6	10	1	25	14	22	19	1	27	21	7	7	3	26	21	19	行
具題云大悲	鄂州提陀道人妙光	凡經三換刀折如初	敬德驚覺如夢	如前所列	進不聞	飯託之文辭	或在鉢記後	見涇渭淆雜龍蛇並進	沙採金	云仏波奈者	漢代失訳	時間無本	三紙	丁蘭董黯郭巨等	或云淨行優婆塞戒經	愚夫造患	益意經二卷	為楷准	大正蔵本
是題云大悲	鄂州提陀道人妙光	凡經三換刀折如初	敬覺如夢	如前所列	集不聞	飯記之文辭	或在録記後	見經淆雜龍蛇並進	沙採金	云仏波羅奈者	漢代失訳	時間無本	向三紙	丁蘭董黯郭巨等	或六淨行優婆塞戒經	思夫造患	益意經三卷	為楷准	文化庁本

680	680	680	680	679	679	679	679	679	678	678	678	677	677	676	676	676	676	675	675
上	上	上	上	中	中	上	上	上	下	下	上	中	上	下	下	中	上	下	中
14	14	13	7	10	7	27	6	6	27	1	21	15	22	21	11	26	3	27	16
祐云上六經並是旧抄	大海深險抄經一卷	祐云旧録所載	諸録並注	抄方等大集經十二卷	常侍庾頴	懼後代疑乱故	天授立邪三宝	即以信行	墮真寂寺	出世間人行同異法	宝函經下一卷	蹬刀梯解脫道	或云大威儀請問經	未見本実難詮定	未申誦識	諸録並云有六七	亦直云華鮮經	名目相濫問偽未分	空靜天感応三昧經
(ナシ)	入海深險抄經一卷	(ナシ)	諸銀並注	抄方等大集經十二卷	常侍庾頴	懼後代疑乱胡	天授立邪三宝	即以信行	墮真寂寺	出世間人行同異法	宝函經下卷	路刀梯解脫道	或云威儀請問經	未見本実詮定	未申誦識	諸録並云有六十	亦真云華鮮經	名目相濫問偽未分	空靜天感応三昧經

しかし、以下のように、高麗本のみと一致している箇所もあるため、この四本から文化庁本本文の系統を判断することはできない。

(図4、9行目)

一 概譬夫崑山宝玉与瓦石而同流弊

文化庁本「夫」、高麗本「夫」、三本「如」

表2に、文化庁本の異同を掲載した。但し、異体字・旧字等は同字として扱い、『大正新修大藏経』対校の四本いずれかと一致している異同については省略した。

三

『開元釈教録』二十巻の構成は、以下の通りである。

1、総括群経録（代録、巻第一～十※）

後漢から開元十八年までの訳経を時代順・訳者別に分類整理した目録。

2、別分乘藏録（別録）

(1) 刊定入藏録

①有訳有本録（巻第十一～十三※）

翻訳された経典を教理によって分類した目録。

②有訳無本録（巻第十四・十五）

翻訳されたが現存しない経典を教理によって分類した目録。

(2) 従属目録

①支派別行録（巻第十六）

大部の経典から抄出された経典（別生経）の目録。

②刪略繁重録・補欠拾遺録（巻第十七）

同本異名の経典と、旧目録に収録されなかった経典の目録。

③疑惑再詳録・偽妄乱真録（巻第十八）

旧目録に入蔵されているが偽経と疑われる経典（疑経）と、中国で撰述された偽妄経（偽経）の目録。

3、入藏録（巻第十九・二十※）

有訳有本録（巻第十一～十三）の分類に

よる現蔵目録。

(附録) 不入蔵目録(卷第二十卷末)

別生經(卷第十六)と疑偽經典(卷第十
八)の一部を列挙した目録。

入蔵經の五〇四八卷は、「代録」といわれる年代順・訳者
別目録(総括群經録卷第一〜十※)、教理によって分類整理
した標準目録(刊定入蔵録有訳有本縁卷第十一〜十三※)、
現蔵目録(入蔵録卷第十九・二十※)の三種類の目録に三回
にわたって掲載されている。それ以外の卷第十四〜十七は、
現存しない經典(有訳無本録)、抄出經典(支派別行録)、同
本異名經典(刪略繁重録)などの目録で、卷第十八は疑偽經
典の目録(疑惑再詳録・偽妄乱真録)である。

疑偽經典は、漢訳經典に似せて作られた中国製の經典であ
る。中国ではサンスクリットなど外国語の原典から翻訳され
た經典を、仏の金口を伝える「真經」として尊重した。經録
による一切經には原典のある經・律・論だけではなく西域東
土の聖賢の著作も含まれるが、中国撰述の疑偽經典は、決し
て入蔵してはならないものであった。

疑偽經典は中国に仏教が伝来してさほどたたない頃から

次々に作製され、流布していたようである。道安は『出三蔵
記集』(三二六四年)において、真疑の区別が困難になつてい
ることを嘆き、疑經目録(卷第五、新安公疑經録)を載せて
いる。偽經を排除するための目録がすでに必要になつていた
ということである。

『出三蔵記集』以降、經録には必ず疑經目録が含まれるよ
うになつた。疑偽經典数は増え続け、『出三蔵記集』では二
十六部三十卷であつたものが、『開元釈教録』卷十八には四
〇六部一〇七四卷(惑再詳録十四部十九卷、偽妄乱真録三九
二部一〇五五卷)になつている。

つまり疑偽經典は、經録による峻別と排除が追いつかない
ほど民間に流通していたのである。偽經は大体一卷か二巻で、
内容がわかりやすく、現世利益を説くものが多いという特徴
がある。中国に仏教が根ざしていく過程で、平易で簡略な經
典が求められていたのである。牧田諦亮氏は、疑經は時代
や社会に応じて生まれ出たものが多く、一応次の六種に分類
できるとい⁷⁾。

(1) 主催者の意に副わんとしたもの

(2) 主催者の施政を批判したもの

(3) 中国伝統思想との調和や優劣を考慮したもの

- (4) 特定の教義信仰を鼓吹したのも
- (5) 現存した特定の個人の名を評したのも
- (6) 療病迎福などのための単なる迷信に類するもの
- 疑偽經典は海を越えて日本にも伝えられた。石田茂作『写経より見たる奈良朝仏教の研究』によると、正倉院文書に經典名に見える「支那撰述疑偽經」は四十二部である。日本では、天平七年の『開元釈教録』伝来後も、偽經を特に排除することなく書写読誦を行っていたようである。天平二十年に偽經『救護身命經』は造東大寺司で百卷が書写され、宝龜五年(七七四)十二月には宮中で偽經『大通方広經』による方広悔過がおこなわれた記録がある。⁹⁾日本に伝えられる仏典は漢訳經典のみであったため、原典の有無を意識する機会がなく、經典の真偽を厳しく問うこともほとんどなかったものと思われる。¹⁰⁾
- これらの疑偽經は平安初期まで読まれ続けていたらしく、『日本畫異記』にみられる三十数部の經典名のうち、『大通方広經』『觀音三昧經』『善惡因果經』『像法決疑經』の四部が疑偽經典である。天長年間頃に成立した『東大寺諷誦文稿』にも『方広經』『善惡因果經』の引用がある。疑偽經典はやがて姿を消していくが、『父母恩重經』、『善惡因果經』など

は江戸時代まで伝えられて出版物も普及していた。¹¹⁾日本において疑偽經典は奈良時代に最も多く流通し、真經と区別なく仏教信者の信仰の対象にされていた。文化庁本『開元釈教録』卷第十八残卷は、そうした時代を靜かに語る一巻である。

注

- (1) 「天平七年、大使多治比真人広成に随ひて還歸りき。經論五千余卷と諸の佛像とを賣ち來れり」(『続日本紀』卷第十九、天平十九年六月十八日支昉卒伝)。「經論五千余卷」は『開元釈教録』の五〇四七卷を指し、『開元釈教録』の舶來を示唆するものであろうと考えられている。
- (2) 山下有美氏によると、天平五年頃には皇后宮職内の写経機構で書写が開始されていたという。『正倉院文書と写経所の研究』(吉川弘文館、一九九九)第三章参照。
- (3) 皆川完一「光明皇后願經五月一日經の書写について」(『古代史論集』上、吉川弘文館、一九七二)、注(2) 山下有美前掲書参照。
- (4) 特別展「第一〇〇回大藏會記念 仏法東漸—佛教の典籍と美術—」(會期二〇一五年七月二十五日—九月六日、京都国立博物館京都仏教各宗学校連合會共催) 目録解説付総目録所収「22開元釈教録 卷第十八残卷」解説(宮崎健司)による。
- (5) 大阪府交野市に「かんでら(神出来)」の地名があるが、天正十九年(一五九二)開山の降星山光林寺が、江戸時代「かんでら(上寺)」と称していたようだとされている

- (5) 『交野市研究紀要』第十二輯「光林寺」(二〇〇二)。文化庁本の奥書記載の「神尾寺」とならんかの関係があるか。
- (6) 特に『開元釈教録』卷第十九・二十の二巻について高麗本と三本の間に異同が多く、『大正新修大藏經』は「卷第十九及卷第二十宋元明三本与麗本異同甚繁故別載之」(六八〇頁欄外)として、明本に宋・元二本を対校した卷第十九・二十の二巻を「重出」として別掲載している。
- (7) 牧田諦亮『疑經研究』(京都大学人文科学研究所、一九七六)、『牧田諦亮著作集』第一卷所収、臨川書店、二〇一四)第一章参照。
- (8) 『大日本古文书』九、(68頁)、増尾伸一郎「救護身命經」の伝播と魑魅蠱毒―敦煌、朝鮮の伝本と七寺本をめぐって―(『七寺古逸經典研究叢書』第二卷、大東出版社、一九九六)、『道教と中国撰述經典』所収、汲古書院、二〇一七)参照。
- (9) 『官曹事類云』宝龜五年十二月、嘸請僧十口、沙弥七口、設方広悔過於宮中、宮中方広自此始也(『政事要略』卷第二十八)。
- (10) 正倉院文書には、表1のNo.1・2・6・8・10などのように、『開元釈教録』を十九巻とする記録が多い。『開元釈教録一部十九卷』(No.21)という記録もあり、一部十九巻で流通していたと考えられる。『開元釈教録十七卷』(No.28)・31)という記録も目立つ。『開元釈教録』の卷第十九・二十は現蔵目録(五〇四八巻)で、経蔵の整理にはこの二巻があれば十分であった。この二巻をのぞく残りの十八巻のうち、卷第十八は蔵外經の疑經目録であるため、一切経目録としては不要の一巻となる。『開元釈教録一部十九卷』『開元釈教録十七卷』という記録は、疑經目録の卷第十八を除く巻数ではなかつたであろうか。文化庁所本は、『開元釈教録』二十巻のうち十九巻が經典目録として利用され、卷第

十八だけがどこかの寺の経蔵に取り残されて保管されていたものであった可能性がある。(拙稿「奈良時代の疑偽經典目録について」『開元釈教録』卷第十八考―、加藤謙吉編『日本古代の氏族と政治・宗教』下、所収、雄山閣、二〇一八)

(11) 和田恭幸「善悪因果經直解」諸版考(『仏教文化研究所紀要』四四、二〇〇五)、『善悪因果經』管見―『東大寺諷誦文稿』『日本靈異記』『平家物語』など―(『成城国文学』第三十四号、二〇一八)参照。

※文化庁所蔵『開元釈教録』卷第十八残巻の写真の借用及び掲載の許可を賜りました文化庁並びに京都国立博物館に深く御礼を申し上げます。

(こばやし・まゆみ 成城大学教授)